

平成 30 年 5 月 22 日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構

民間競争入札実施事業
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等における
民間競争入札事業（施設等の管理・運營業務）の実施状況について
（平成 28～30 年度）

I. 事業の概要

1. 業務内容

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）等の施設等清掃業務、施設警備保安等業務及びエレベーター保守点検業務

2. 業務期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 受託事業者

① 施設等清掃業務（共同事業体）

代表者 高橋興業株式会社
構成員 ビルド・メンテナンス株式会社
テスコ株式会社
新生ビルテクノ株式会社
株式会社アビック
関東ビルサービス株式会社
東京美化株式会社
キョウワプロテック株式会社

② 施設警備保安等業務

東京警備保障株式会社

③ エレベーター保守点検業務

エス・イー・シーエレベーター株式会社

4. 受託事業者決定の経緯

農研機構は、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 70 号）により、平成 28 年 4 月に国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターと統合し、各法人が担ってきた業務や役割を継承して業務を行うこととなった。

農研機構等の上記 3 業務においては、公共サービス改革基本方針に基づき、平成 27 年度につくば地区の 5 法人による市場化テストを活用した業務を実施しており、また、平成 28 年度からは統合後の農研機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの 2 法人による複数年間の業務として事業者を選定し実施しているところ。

事業者決定においては、上記3業務に係る民間競争入札実施要項に基づき、施設等清掃業務については平成27年12月11日から平成28年2月1日まで、施設警備保安等業務については平成27年12月14日から平成28年1月26日まで、エレベーター保守点検業務については平成28年1月12日から平成28年2月8日まで公告を行い、各入札参加者から提出された応札仕様書等について審査した結果、必要項目において基準を満たしている者からの入札書で、内閣府において設置された入札監理小委員会にて了承された最低価格落札方式により落札者を決定し、平成28年2月15日（施設等清掃業務・施設警備保安等業務）及び平成28年2月29日（エレベーター保守点検業務）に開札した結果、上記の者が落札者となった。

I. 施設等清掃業務		業者数
入札参加者数		4者
うち提案書の評価基準を満たしていた者		4者
うち予定価格の範囲内で入札した者		3者
II. 警備保安等業務		
入札参加者数		7者
うち提案書の評価基準を満たしていた者		7者
うち予定価格の範囲内で入札した者		6者
III. エレベーター保守点検業務		
入札参加者数		1者
うち提案書の評価基準を満たしていた者		1者
うち予定価格の範囲内で入札した者		1者

II. 確保すべき質の達成状況及び評価

業務の質の評価にあたり、各業務において確保すべき質の達成状況の測定指標により評価を行った。以下の表のとおり、各業務において確保されるべき質は全て達成していると評価できる。

業務内容	主要事項	測定指標	評価
施設等清掃業務 (農研機構・国際農研)	確実性の確保	本業務の不備に起因して、空調停止、停電、断水、エレベーター停止等による発注元における管理及び研究業務の中断回数は0回であること。	適 中断回数0回
	安全性の確保	本業務の不備に起因して、発注（各法人）職員及び研究本館等を利用する全ての者の怪我の回数は0回であること。	適 怪我の回数0回
	品質の維持	本業務の遂行に起因して、発注（各法人）の業務に支障を与えるような重大なクレームの件数は0件であること。	適 重大なクレーム件数0件
施設警備保安等業務 (農研機構)	確実性の確保	本業務の不備に起因して、空調停止、停電、断水、エレベーター停止等による発注元における管理及び研究業務の中断回数は0回であること。	適 中断回数0回

	安全性の確保	本業務の不備に起因して、発注職員及び研究本館等各施設内を利用する全ての者の怪我の回数は0回であること。	適 怪我の回数0回
	品質の維持	本業務の遂行に起因して、発注の業務に支障を与えるような重大なクレームの件数は0件であること。	適 重大なクレーム 件数0件
エレベーター保守点検業務 (農研機構・国際農研)	業務内容の適切な実施	指定された業務内容を実施し、エレベーター及び小荷物専用昇降機について、当該機器の円滑な運転・安全保持を期するため、定期点検・調整及び建築基準法に定める性能検査を行うこと。	適 業務仕様書に基づいて、確実に当該機器の点検や調整等が行われており実施報告がされていた。
	品質の維持	本業務の遂行に起因して、発注(各法人)の業務に支障を与えるような重大なクレームの件数は0件であること。	適 重大なクレーム 件数0件

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価

1. 従前経費(平成26年度)と平成28年度、平成29年度の平均額

(単位:円、税抜)

業務名	平成26年度 従前経費 契約金額(A)	平成27年度 市場化テスト 一期目(単年度) 契約金額(B)	平成28~29年 度平均 市場化テスト 二期目(3年間) 契約金額(C)	削減額 (A-C)	削減率 (AとCと の比較)
施設等清掃業務	33,524,760	54,720,000	52,000,000	-18,475,240	-55.1%
施設警備保安等業務	87,408,000	86,700,000	74,760,000	12,648,000	14.5%
エレベーター保守点検業務	4,128,000	3,996,000	2,980,800	1,147,200	27.8%
総合計	125,060,760	145,416,000	129,740,800	4,680,040	-3.7%

2. 評価

施設警備保安等業務(12,648千円:14.5%減)及びエレベーター保守点検業務(1,147千円:27.8%減)については、従前経費と比較し市場化テスト一期目、二期目を通じて経費節減が図られたが、施設清掃等業務については、従前経費と比べ経費が55.1%増加している。施設等清掃業務の経費増加については、以下の要因が考えられる。

(1) 平成 26 年度契約における低価格入札

平成 26 年度の施設等清掃業務契約における落札額は、農研機構が適切と判断する調査基準価格を下回る入札が行われている。本入札において、低入札基準価格に該当した入札書については、落札者の入札書のみであった。

入札の状況としては、入札参加者 17 者中、予定価格の範囲内の入札者は 16 者であり、予定価格の範囲内で一番高い応札額と落札額とでは 23,120 千円の差額が生じている。予定価格の範囲内における平均応札額は 52,212 千円であり、当該落札額との差額も 19,332 千円と市場価格に比べ非常に安価に受注された特殊な要因(低入札価格)の契約であったことから、平成 27 年度の契約金額との比較は困難となっている。

低入札価格に該当していたものの、清掃業務のサービスの質は低下していないため、適正な価格での契約と判断も出来るが、契約した相手方とのヒヤリングにおいて、当該入札については契約金額を度外視しても本契約を締結しなかったとの回答を得ている。

また、平成 25 年度の契約については、研究所における個別の仕様書においての契約及び積算方法であり、平成 26 年度についても同様な手続により集約した契約であるが、平成 25 年度の研究所個別の契約に対し平成 26 年度は一括契約であり、契約金額を比較することは困難である。

なお、平成 25 年度の各研究所(該当研究所：4 法人の 7 研究所 契約金額合計：¥29,737,500 円 予定価格：¥48,951,022(税抜))の落札率は、平均で約 61%であり、低入札基準価格の基準が 60%未満でもあることから、清掃業務については総じて安価な契約になっていることも、比較するに際して困難な要因の一つである。

(単位：円)

	入札額	落札者との差	備 考
1	32,880,000	落札者	予定価格範囲内の平均応札額 52,212 千円
2	49,890,000	- 17,010,000	
3	49,990,000	- 17,110,000	
4	50,000,000	- 17,120,000	
ノ	ノ	ノ	上記金額と落札額との差額 19,332 千円
15	56,000,000	- 23,120,000	
16	56,000,000	- 23,120,000	
17	66,666,000		

※平成 26 年度契約において、(独)種苗管理センターの清掃業務は一括契約の対象外であったため、落札者の入札額と施設等清掃業務の従前経費(33,524 千円)とは金額が異なる。

※太字については、予定価格範囲内の入札額である。

(2) 平成 27 年度契約における業務面積の増加等

平成 27 年度から、従来契約職員で対応していた箇所を本業務に追加したことによる業務面積の増加、清掃作業員の増員、清掃回数の増加等の要因により、実施経費が下表のとおり増加した。

平成 27 年度は平成 26 年度に比べ、従来業務委託を行わず契約職員で対応していた

箇所についても本業務への追加に伴う面積の増加及び新施設設置に伴う面積の増加等の要因により、対前年比より、21,195千円(63.2%)の増加している。

※平成26年度契約金額 33,525千円 平成27年度契約金額 54,720千円

(参考)

業務内容	増加要因	増加経費
施設等清掃業務	業務移行に伴う面積の増加	7,620千円
	新たな契約を行う研究所の追加	1,003千円
	新施設の設置に伴う面積の増加	317千円
	清掃回数の増加	2,661千円
	積算単価の上昇に伴う増加	981千円
	合 計	12,582千円

※「増加経費」については、予定価格積算時データを引用。

以上が施設清掃等業務の経費が増額した要因であるが、平成27年度契約より統括責任者を配置させたことにより、農研機構等からの指示及び指揮系統の一元化において清掃等業務のサービスの質の向上及び一定化が図られている。

3業務とも、これまで農研機構等の各研究所において個別に契約していた契約事務処理を一括して契約したことに伴い、事務処理の効率化及び軽減に大いに繋がっている。また、平成27年度契約からは農研機構等内で共通仕様書を作成したことにより、各研究所間の業務が均一となりサービスの質の一定化が図られていること、平成28年度から3年間の複数年契約としたことで更なる経費削減効果があったと認められることは、民間競争入札の導入による大きなメリットと考えられる。

IV. 民間事業者からの創意工夫の発揮状況

各業務について、受託事業者において自発的な創意工夫の発揮状況については下記のとおりであった。

1. 施設等清掃業務

農研機構職員からの要望事項及びクレーム対応について、統括責任者を配置したことによる業務内容に応じた適切な指示連絡が各従事者へ実施されたため、農研機構の各施設等が共通認識のもと、清掃の質を一定に保つことができた。

2. 施設警備保安等業務

受託事業者の創意工夫の取組として、各研究所の特記仕様書に記載されている巡回経路を研究所ごとではなく、隣接する研究所単位で巡回経路を行うことで、時間及び人員の適切な配分を行い、効率的な巡回業務を努めていた。

3. エレベーター保守点検業務

遠隔点検を実施可能な機種については、点検データを活用した効率的な保守を行うことで、作業に係る時間的なコスト削減を行い、利用者の使用に支障のない点検業務を行っていた。

V. 全体的な評価

農研機構等の各業務において、確実性の確保・安全性の確保・品質の維持を主要事項として測定指標を定めて判定したが、各業務とも測定指標に達し、評価として適正であったと判断した。

受託事業者の創意工夫については、入札時における技術提案書における提案等はなかったが、受託事業者が自発的に各業務において創意工夫を行い、サービスの質の向上が図られた。

経費の削減については、従前経費と比較した場合、各業務とも経費の削減が図られ、民間競争入札実施事業の趣旨が反映した結果になったと思われる。

VI. 今後の方針

民間競争入札を実施した結果、次のとおり評価できる。

- (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度において、民間事業者が業務改善指示等を受けた、ないし業務に係る法令違反行為等を行った実績はなく、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。
- (2) 本業務の一般競争入札においては、施設等清掃業務が 4 者、施設警備保安等業務が 7 者の応札があり、競争性は確保されていた。なお、エレベーター保守点検業務は 1 者ではあったものの、説明会参加者数は 2 者で、平成 26 年度及び平成 27 年度の入札ではいずれも 2 者の応札であった。
また、平成 28 年度契約の応札を見送った業者にその理由等を聞き取りしたところ、現契約中の保守対象エレベーターには保守部品等の入手が困難なメーカーが含まれており、保守業務を請け負うにはリスクがあるとの判断であったことが確認できたため、次期業務の仕様書作成においては、保守業者が特定されるメーカーのエレベーターを除外することとし、引き続き競争性の確保を図ってまいりたい。
- (3) 経費削減については、市場化テスト二期目を複数年契約としたことで 3 業務併せて対前年比約 15 百万円、10.8%の経費削減効果を上げた。
- (4) 平成 31 年度から実施する次期事業については、従来の実施要項の内容を継承し、実施状況については、今後、農研機構等に設置している外部有識者で構成している契約監視委員会において、実施状況のチェックを受ける予定である。

以上のとおり、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、農研機構等の責任において行うこととしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、農研機構等自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。